令和２年１月１日から同年３月31日まで	110
令和２年４月１日から同年６月30日まで	110
令和２年７月１日から同年９月30日まで	110
令和３年１月１日から同年３月31日まで	110

備考

１～３　（略）

４　この表において「給付基礎日額の算定に用いる率」は、平均給与額（労働者災害補償保険法施行規則附則第57項の場合にあっては、同項の労働者一人当たりの給与の額をいう。）の上昇し、又は低下した比率を基準として定めたものをいう。この場合において、平成８年10月１日から同年12月31日までの項、平成10年１月１日から同年３月31日までの項及び平成10年７月１日から同年９月30日までの項にあっては、平成27年７月１日以降に支給すべき事由が生じた場合について適用されたものとする。また、算定事由発生日の属する期間が平成３年４月１日から同年６月30日までの場合にあっては、平成９年10月１日から平成25年６月30日までの率を111％とし、平成３年７月１日から同年９月30日までの場合及び平成４年１月１日から同年３月31日までの場合にあっては、平成９年10月１日から平成25年６月30日までの率を110％とし、平成９年４月１日から同年６月30日までの場合にあっては、平成25年７月１日から令和７年９月30日までの率を90％とし、平成９年７月１日から同年９月30日までの場合、平成10年４月１日から同年６月30日までの場合及び平成10年10月１日から同年12月31日までの場合にあっては、平成27年７月１日から令和７年３月31日までの率を90％として適用する。

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

備考

１～３　（略）

４　この表において「給付基礎日額の算定に用いる率」は、平均給与額（労働者災害補償保険法施行規則附則第57項の場合にあっては、同項の労働者一人当たりの給与の額をいう。）の上昇し、又は低下した比率を基準として定めたものをいう。この場合において、平成９年４月１日から同年６月30日までの項にあっては、平成25年７月１日、平成８年10月１日から同年12月31日までの項、平成10年１月１日から同年３月31日までの項及び平成10年７月１日から同年９月30日までの項にあっては、平成27年７月１日以降に支給すべき事由が生じた場合について適用されたものとする。また、算定事由発生日の属する期間が平成３年４月１日から同年６月30日までの場合にあっては、平成25年６月30日以前の率を111％とし、平成３年７月１日から同年９月30日までの場合及び平成４年１月１日から同年３月31日までの場合にあっては、平成25年６月30日以前の率を110％として適用する。

○厚生労働省告示第二百六十七号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。
（略）　（略）	（略）　（略）
福岡県　行橋市及び糟屋郡志免町の区域	福岡県　行橋市、糟屋郡志免町及び糟屋郡新宮町の区域